

令和6年度 第2回彦根市上下水道事業審議会 議事録 (R6.11.29)

1. 日時 令和6年11月29日(金)9時30分～11時00分

2. 場所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室

3. 出席者(順不同)

<委員> 8名

横山 幸司

可児島 達夫

丸尾 雅啓

廣瀬 浩志

米田 紀代子

渡邊 美幸

中村 傳一郎

長崎 敏雄

<事務局> 14名

上下水道部：木村部長、福井次長、辻副参事

上下水道総務課：野村課長、野口課長補佐、谷口副主査、若林

上下水道業務課：岩井課長補佐、友本副主幹

下水道建設課：青木課長、山本課長補佐、古市副主幹

道路河川課：田中課長、大橋副主幹

<オブザーバー> 2名

吉岡 千浩(有限責任監査法人トーマツ)

刀禰 明(有限責任監査法人トーマツ)

<傍聴人> 1名

伊藤 容子

【開会】

事務局

ただ今から、令和6年度第2回彦根市上下水道事業審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます上下水道総務課の谷口でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の会議ですが、彦根市上下水道事業審議会条例第6条第4項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は8

名中 8 名の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しましたことをご報告いたします。

【議事】

事務局

それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと思います。審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、横山会長よろしく願いいたします。

会長

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

本審議会の前身の公共下水道事業審議会において、令和 8 年度を目途に 10% 程度の使用料改定が望ましいと答申がありました。本日の議事は、その使用料改定を踏まえて「彦根市公共下水道事業の投資・財政試算～財政シミュレーションによる分析～」になります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

（「彦根市公共下水道事業の投資・財政試算～財政シミュレーションによる分析～」について事務局より説明。）

会長

議事について、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

委員

整備更新計画の中で、ストックマネジメント計画に基づいて毎年 14 億円程度の更新投資をしていくとのことですが、その投資で全体の何%をカバーできますか。

事務局

本市は平成 29 年度にストックマネジメント実施方針を策定しており、施設情報の整理として、状況把握、リスク評価、施設管理の目標設定、長期的な改築のシナリオ設定、点検調査結果の策定を行っています。改築シナリオの設定については、緊急度や投資額の実現性の点から設定しており、大きく 3 つのシナリオを設定しています。

一つ目は単純改築で、標準耐用年数が 50 年のシナリオです。併せて目標耐用年数として、標準耐用年数の 1.5 倍の 75 年でのシナリオ設定をしています。

そして二つ目が、日本下水道事業団が指標のひとつとして提案されているワイブル分布による確率で健全率を推定するものです。経過時間における補償発生率を示す関数を用いて、緊急度 1 と 2 を改築した場合のシナリオです。

最後に、予算制約下での改築シナリオによる算定です。

これらの改築シナリオを踏まえた施設の状況としては、管渠の耐用年数が未到来であること、これまで実施した管渠調査において、管渠の腐食や流下能力に支障をきたすような不具合が確認されていないことを総合的に判断して、現行の予算制約下での改築を設定しています。

事務局

下水道管およびマンホール、マンホールの蓋等、部材によってそれぞれ対応方針を決めています。現在でも、耐用年数を過ぎている施設、例えばマンホール蓋だと既に耐用年数を過ぎているので、本来だと更新を計画的に進めるところですが、本市は新規投資を優先させています。本来なら、新規と更新の投資を同時に行うところですが、非常に厳しい財政状況のため現在は新規投資を優先する形で、更新は少し後回しにしている状況です。

令和 15 年度には、新規投資に概ね目途が立つ計画で進んでいるので、令和 16 年度以降には、本来進めるべきであった更新に予算を割きたいと思っています。

事務局

14 億円の内訳ですが、実際にストックマネジメントでの更新費用は 10 億円程度を見込んでいます。他には、流域下水道の拡張や更新に伴う流域下水道建設負担金として大体 2 億 5 千万円から 3 億円を見込んでいます。また、下水道事業の中で、河川サイドの浸水事業が一部あり、そちらについての予算も 1 億円ほど見込んでいます。

委員

資料 6 ページの有収水量が令和 16 年度以降徐々に下がっていくグラフになっていますが、水道は漏水率が高いとなかなか回収できないため、管路を更新して漏水箇所の整備をしていくと漏水が減り有収水量が増えると思うのですが、下水道の場合の有収水量の定義を教えてください。

事務局

下水道使用料として請求する金額の元になる水量を有収水量と考えています。例えば水道を使うご家庭だと、水道を使われた分だけ下水道へ流れると判断するので、水道で使用された分を有収水量としています。井戸水を併用されている方、または井戸水のみで使用水道を使用されていない方は、水道メーターがありませんので、1 人あたりひと月に 7 m³使われるとして、人数を掛けてご家庭の使用水量と認定しています。それらを集計したものが、彦根市の下水道使用料をいただくにあたる有収水量になります。

委員

上下水道料金を合わせて徴収し、それを水道と下水道で振り分けると思いますが、水道の漏水の影響はありますか。

事務局

影響はありません。

事務局

有収水量の考え方は、水道も下水道も同じで、料金の対象となります。タンクから落とす水の量が配水量として、実際使われた量が給水量となり、その差が漏水となります。下水道の場合はメーターから拾った排水量で使用料を納めていただくので、有収水量は水道の有収水量と同じ考え方になります。ただ、井戸水のみを使用しているご家庭は認定水量ですので、実際リアルな数字ではない場合もあります。

また、下水道の場合は、流域下水道の処理場で処理された総水量に対して負担する維持管理負担金があります。負担金計算の基になる有収水量は、雨水が入っている等の不明水と呼ばれるものが含まれており、こちらで把握している有収水量よりも多くなっています。

委員

令和 15 年度までは新規整備を進め、その後更新投資という計画ですが、資料 14 ページの図での黒の部分が整備済、白は未整備ですか。

事務局

資料 14 ページの黒の部分が、公共下水道の整備済の地域です。黄色が令和 5 年度に整備済、赤が令和 6 年度に整備する予定となっています。図面の左側に点在している水色部分が農業集落排水の区域です。今後、公共下水道への接続を予定している区域となります。白の部分は整備対象外の農地や山林等も含まれますが、今後整備する区域になります。

委員

資料 17 ページで、繰入金総額を 3%減少させていく方針とのことですが、資料 26 ページの検討パターンで、5%・10%・15%と改定率に違いがあるのに令和 15 年度以降の

損益が一緒になるのはなぜですか。

事務局

資料9 ページに、基準内繰入金の項目があります。基準内繰入金については、総務省の方から発出されている繰出基準に基づいて、一般会計から繰入金をいただいています。

資料26 ページのグラフで、使用料改定をしても最終損益が同じ金額になるのは、繰出基準の項目の中で、分流式下水道等に要する経費が大きく関わってきています。分流式下水道等に要する経費の基準については、かかる資本費のうち経営に伴う収入をもって充てることができないと認められたものに相当する額とされています。分流式は、合流式に比べると整備にかかる費用がかなり大きくなりますが、市民の公的な便益がより大きいとして、基準内の繰入が認められているものですが、適正な使用料を徴収してもなお使用料で賄えない部分が対象となっているため、使用料単価でいうと大体150円を超えた部分を分流式下水道に要する経費の対象としています。

ただし、使用料単価が150円を超えている場合はその単価を上回る部分が繰入の対象となりますので、使用料改定をして使用料収入が増えていくと、反比例して分流式下水道に要する経費が下がっていくこととなります。使用料を上げた分、基準内繰入の分流式下水道に要する経費が下がるため、使用料を改定したとしても損益としては変わりませんが、一般会計からの繰入金を削減できることとなります。

委員

資料21 ページで、成行でいくと単年度収支がマイナスとなっており、令和6年度から下降して、令和15年度頃から持ち直していく傾向にあります。理由はありますか。

事務局

資料12 ページの通り、企業債償還金が減少することが主だった理由です。毎年かなりの額を起債の償還として支出していることが下水道事業に関する最も大きな負担となっていますが、その減少に伴い収支は改善していきます。

資料21 ページの単年度収支が減少していくところでは、まず令和6年度については予算ベースの数字のため、少し良い数字になっています。ここが減少していくのは、その収入に関してある程度企業債に寄っているところがあり、その中でも平準化債が非常に大きなウェイトを占めています。平準化債についても償還額が減少するに伴って減らしていくよう考えているため、収入としては下がっていきます。右肩上がりになるのはそこが逆転するためです。

委員

全国的に病院事業や下水道事業は、使用料収入だけでは経営が厳しい現状にあり、もっと基準外繰入をいただいている自治体がほとんどです。地理的要件も大きく関わっており、滋賀県内だと守山市は駅前にマンションが増えており、1つの管で収益が上がるという効率のいい経営ができています。住民サービスの平等という観点でいくと、集落が少なくなっている地域だとしても、1人でも住んでおられたら下水道を引かなければならないので、民間ではできない行政の役割だと思います。

一般会計からの繰入金を減らすと企業債がどうしても増えますが、企業債を増やしていくと単年度収支が悪化するため、企業としては持続不可能となります。そこで使用料を上げるのは、当然の流れだと解釈しています。

検討パターンで5%・10%・15%と挙げられていますが、5%の値上げでは問題解決に

繋がらず、15%の値上げだとハレーションがきつくなるかと思うので、やはり10%が妥当かと考えています。

計画の中で、ストックマネジメントが財源を左右するので、一番大事だと捉えています。標準耐用年数50年とありますが、標準耐用年数の1.5倍として75年で計画されている自治体も多いかと思えます。ただ、まだ75年を経過していないので、本当に75年使えるかは分かりません。下水道業者に問い合わせても、酸性度や交通量によって違うという答えしか返ってきません。ここをしっかりと決めないことには現実的な計画にならないと思いますが、彦根市としてはどう計画されていますか。

事務局

本市の場合は、主に塩ビ管を採用しています。塩ビ管が出されてから、それほど年数が経っていないため、標準耐用年数は50年とされていますが、実際にどれくらい持つかという考えは示されていません。そういった状況を踏まえて、本市では、下水道管の整備をした箇所について管渠調査を行っています。幹線の管渠だと7年に1回の巡視点検を行い、腐食の大きい管渠については、5年に1回巡視点検を行っています。現状の劣化度を確認後、点検結果によって修繕を行っています。

令和10年度にストックマネジメント第三期計画を予定しているため、検証を加えて確定していきたいと思っています。

事務局

管渠の耐用年数を計る正確な指標や計算式については明確なものはありません。本市では、国の方から示されている標準耐用年数50年で検討していますが、耐用年数を過ぎたから確実に更新するのではなく、必ずワンステップを踏むことにしています。調査をして問題なければそのまま存置し、危険度が高くなる予測が立てば、その時点で更新をかけるということで、現在のところは予算での制約が大きくなっています。

マンホールの蓋については、耐用年数よりも以前の問題で、構造が今の基準に合っていないので、年数が過ぎたものは無条件で交換して対応しています。

委員

能登半島地震の被害を見て、水道や下水道は大切だと改めて感じました。

大災害が起きたときの上下水道の補修や復旧費用等はどのぐらいを考えていますか。

事務局

予算上は災害時の想定についての費用はありませんが、資料18ページに挙げている目標1で15億円から20億円を現預金として持っておきたいとしているのは、災害時等にそこから応急対応できる状態にしておきたいからです。

委員

資料17ページの収入面の使用料の中で、収入確保のための取組みも検討するとありますが、具体的にどういったことが挙げられますか。

事務局

各家庭でご事情等があり、排水設備をなかなか進めていただけないことがあるので、定期的に周知・広報を行っています。企業についても、現在、大きな企業が接続いただけていないところがあるため、少しでも多くの方にご利用いただけるように広報することが一番的確な手段かと考えております。

委員

資料28ページの検討パターンの結果要約での3つの目標の優先順位はありますか。

事務局

目標の3つ目である一般会計繰入金の削減に関しては、一般会計の財政状況に連動するため、減らせと言われれば減らさなければなりませんので、優先順位と言われると、

やはりこれが一番になってしまうかと思います。

残りの目標の現預金残高と現金収支の優先順位はつけにくく、災害対応等を考えれば一定の現金を確保しておかなければいけませんし、収支を安定させるのは企業として当然の課題と考えていますので、どちらも大切な目標になってくると考えています。

委員

水道の場合は漏水で、下水道の場合は不明水があり、使用した量と請求されている量の差額が非常に大きくなっています。今後、コミュニティプラントや農業集落排水を接続させていく際に、不明水が入らないようチェックされると思いますが、過去に他の自治体で、管の中に松の木の根が入っている等ひどい状況だったために、自治体がなかなか受け入れなかった事例があります。問題があることが分かっているのに無視して進めていくと、市にとって大きな財政負担が生じますので、しっかりとご対応いただきたい。

また、令和8年度を目途に使用料の改定を行うことを市民に突然表明されると混乱が生じると思います。下水道事業についての現状や問題点、具体的な対応策を知ってもらうことが重要になるので、まずは知っていただくための広報周知に努めてほしいと思います。市長が彦根市の財政説明会を開催されるようですが、下水道事業についてもよろしくをお願いします。

委員

資料18ページの財政シミュレーションの目標1として、安定した経営を維持するために、現預金残高の保有水準を15億円～20億円と設定する前提で、営業費用の半年分とされている基準や根拠はありますか。

事務局

基準や根拠として明確に示されたものではありません。適切な経営ができるであろうと判断するところを目標としています。

委員

資料9ページの基準内繰入金の項目で、令和5年度では公共の中で1・2・3・5がどのような割合になっているのか教えてください。

事務局

明確に割合として示すものではありませんが、令和5年度決算ベースだと、金額として最も多いものは、分流式下水道等に要する経費で大体10億円程度となり、雨水処理に要する経費は4千万円弱程度、高度処理に要する経費は大体5千万円弱です。高資本費対策に要する経費が1億円弱となっています。

委員

基準内繰入と基準外繰入の違いについて、基準内繰入は一般会計から見ると、交付税措置があるから実質的な持ち出しはないということでしょうか。基準外繰入は財源の裏打ちがないので、すべて一般会計が負担することになりますか。

事務局

交付税の仕組みとして、基準財政需要額と基準財政収入額の差分をいただくという形になっていますので、全て色がついて、全てをもらって、全てを下水道事業の繰入に充てていると言われるとそうではないので、持ち出しがないと断言できるものではありません。

会長

以上で予定の議事は終了いたしました。全体を通してご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

それでは議長としての私の進行はここまでとして、あとは事務局に委ねたいと思います。

【閉会】
事務局

横山会長、ありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましても、本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜りありがとうございました。

今回の審議会で頂戴いたしましたご意見を踏まえ、第3回の審議会では「中長期の投資試算・経営健全化への取組と投資を実現する財政試算」についてご審議いただく予定です。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。